

○坂東市中小企業事業資金融資あっせん条例施行規則

平成17年3月22日

規則第101号

(趣旨)

第1条 この条例は、坂東市中小企業事業資金融資あっせん条例（平成17年坂東市条例第141号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(融資あっせんの申込書)

第2条 条例第11条の規定による融資あっせん申込書は、別記様式に定めるとおりとする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成18年規則第35号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。